

令和元年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和元年第6回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和元年6月20日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市立市民会館2階 大会議室2

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	高 野 敦 子 君
	委 員	中 享 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	
子ども未来創造局長	高 橋 由 紀 君
子ども未来創造局	
担 当 部 長	木 村 均 君
子ども未来創造局	
担 当 部 長	小 林 誠 一 君
子ども未来創造局	
副 部 長	岡 裕 美 君
子ども未来創造局	
学 校 教 育 監	石 橋 充 久 君
子ども未来創造局	
担 当 副 部 長	今 中 美 穂 君
教 育 政 策 室 長	藪 本 正 博 君
学 校 教 育 室 長	高 取 貞 光 君
子 育 て 支 援 課 長	中 出 宣 義 君
幼 児 教 育 保 育 室 長	福 田 浩 子 君
文 化 国 際 室 長	村 中 慶 三 君
生涯学習・市民活動室長	菅 原 かおり 君
中 央 図 書 館 長	大 迫 美恵子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事 乾 敬一朗 君

教 育 政 策 室 参 事 西 山 心 悟 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市消費税率等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定要請の件
- 日程第 4 箕面市立生涯学習センター条例制定要請の件
- 日程第 5 箕面市立幼稚園条例改正要請の件
- 日程第 6 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 7 箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 9 財産取得要請の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会所管に係る平成30年度箕面市一般会計補正予算（第15号）の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計補正予算（第3号）の件
- 日程第 12 箕面市生涯学習審議会委員解職及び委嘱の件
- 日程第 13 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 追加第 1 箕面市保育所等入所予約事業実施要綱制定の件
- 追加第 2 生徒指導の件

（午後1時開会）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和元年第6回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育委員会活動報告の前に一言お話ししたいと思います。先日の吹田市の拳銃強奪事件では大変ご心配をおかけいたしました。教育委員の皆様には、学校園所を含む教育委員会所管業務における緊急対応策についてご理解をいただきました。その結果として多少なりとも混乱はございましたが、大きな事故もなく安堵しているところです。今年度は大津の幼稚園児死傷事故、川崎の殺傷事

件、今回の事件と子ども達の安全を脅かすような事件・事故が続いております。教育委員会としましては、多少の支障があろうとも子ども達の安全を第一に、決して後悔しないように、教育行政の最終責任者として判断し、責任を持って実行することを今後も心がけていきますので、改めてよろしくお願いしたいと思います。それでは教育長報告ですが、まず教育委員会委員関係ですが、5月9日大阪府都市教育委員会連絡協議会平成30年度定期総会・平成30年度第3回役員会・平成31年度第1回役員会がホテルアウィーナ大阪であり、山元代表教育委員にご出席いただいております。21日大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会がありました。総会に先立ちまして、山元代表教育委員が功労者表彰を受けられております。また定例議案の審議終了後、大阪府教育庁市町村教育室の坂本室長から講演をいただいております。25日、26日に、今年度から一部の小学校、中学校、小中一貫校で1学期に運動会、体育祭を行うことにしまして、この日程で小学校7校、中学校彩都の丘学園で行いましたが、全国的にとっても暑い日だったので、熱中症対策ということでプログラムを一部変更したり、開始時間を前倒しにしたり、途中で休憩時間を入れたり、体育館に空調をつけて休憩場所をつくったり、彩都の丘学園については午前中で終了するなど、いろいろ工夫をした結果、それでも25日開催の7校のうちの2校で計5名の児童が緊急搬送をされましたが、大きなことにはならず、その日のうちに帰宅している状況です。教育長報告ですが、第71回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会富山大会が23日、24日に富山国際会議場他で行われました。「未来を切り開く教育の在り方」というテーマでそれぞれ教育研究部会、分野別研究発表が行われました。私は第2部会の学校教育に参加しまして、ここではカリキュラムマネジメントの推進、新たな教育課題の対応ということで、特別支援教育、ICT教育、プログラミング教育、外国語教育などの実践が発表されました。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程追加第2、報告第55号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として審議したいと思いますですが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

- 代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第45号「箕面市消費税率等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、消費税法等の改正に伴い、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例、箕面市立図書館条例及び箕面市立生涯学習条例に定める使用料について、消費税相当額を改定するための条例の制定を市長に要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第４５号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第４、報告第４６号「箕面市立生涯学習センター条例制定要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、箕面市立生涯学習センターに指定管理制度を活用するため、本条例の制定を箕面市長に要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第４６号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第５、報告第４７号「箕面市立幼稚園条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育料を無料とするため、箕面市立幼稚園条例の改正要請について、箕面市長に要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第４７号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第６、報告第４８号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、子ども・子育て支援法並びに厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部改正について箕面市長に要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報

告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 確認しておきたいのですが、市民のみなさんに少し誤解がある事が一点あります。今まで保育料の中に副食費が含まれておりまして、今回、無償化に伴って幼稚園に合わせるということで、今まで保育料の中に入っていた副食費を実費でもらうことになりましたので、保育料が無償になっても、実費の副食費の方が高ければ結局無償化によって負担が大きくなっているのではないかという声が聞こえてくるのですが、そうではないという事を説明をして共有しておきたいのでお願いします。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 今回の無償化に伴いまして、実際の負担が増える保護者はおられません。現在の保育料につきましては、例えば兄弟で保育所を利用した場合、第二子は半額、第三子以上は無料となっております。ただし、市民税所得割が七万七千一百円未満の世帯につきましては、この多子減免を拡大しておりまして、小学校以上の兄弟についても年齢に関係なく第何子かを考えて第二子は半額、第三子以上は無料としています。そのことによりまして保育料が無料になっている方が今回の保育料の無償化により、新たに副食費の負担が生じないように、副食費の免除の対象を国の基準が五万七千七百円未満のところを、七万七千一百円未満に合わせることで、新たに副食費の負担が増えないように、今回、条例の改正が提案されております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第48号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第32号「箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件」、及び日程第8、議案第33号「箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援課長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援課長： 本件は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について、以下、「国通知」と言います、の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱及び箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第32号及び議案第33号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、報告第49号「財産取得要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校施設管理室長に求めます。

○子ども未来創造局学校施設管理室長：本件は、彩都の丘小学校及び彩都の丘中学校の増築に伴い、教育財産を取得する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第49号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第10、報告第50号「箕面市教育委員会所管に係る平成30年度箕面市一般会計補正予算（第15号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、国庫補助金等の確定に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成30年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第50号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第11、報告第51号「箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計補正予算（第3号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第51号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第１２、報告第５２号「箕面市生涯学習審議会委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長：本件は、箕面市生涯学習審議会委員から辞職願いが提出されましたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を委嘱する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第５２号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第１３、議案第３４号「箕面市立図書館協議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長：本件は、箕面市立図書館協議会委員のうち箕面私立幼稚園ＰＴＡ連絡協議会より選出の委員の任期が令和元年６月３０日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命する必要が生じたので、図書館法第１５条並びに箕面市立図書館協議会設置条例第２条及び第４条の規定に基づき、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第３４号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第１４、報告第５３号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第５３号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第１５、報告第５４号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和元年5月16日に開催されました令和元年第5回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成いたしましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により提案をするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第54号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程追加第1、議案第35号「箕面市保育所等入所予約事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、年度途中から増加する保育所等の0歳児クラスの待機児童の解消を図るとともに、保育所等の次年度4月の1歳児クラスの地域指定での入所を早期に内定し、1歳児クラスからの保育所等の利用を希望する児童の保護者が安心して子育てできる環境を整備するため、箕面市保育所等入所予約事業実施要綱の制定を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 共有したいのですが、この制度は早くに申込みをして、地域のどこかに入れると早くに決定することとなっているが、例えば転入でぎりぎりに来られた方はどうなるのか、その辺りのセーフティネットは作っているというのを共有しておきたいです。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 今回の入所予約制度による定員につきましては、これまでの3月末に発生している待機児童の数、それから4月に1歳児の定員として確保できる数などを考えまして、待機になっているかたも1歳の4月には入所出来ている現実もございまして、ほぼそのかた達がみなさん入所予約制度が利用できるような定員設定をしております。ただ、転入により入所予約制度を申し込めず、後から通常の申込みをしてくるかたもおられますので、その必要度の高いかたの分は入所予約制度の枠とは別に残しておくようにと考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局教育政策室長： これまで、何度も議論いただいておりますが、船場地区の学校新設に伴いまして校区調整を検討していただいております。これに伴いまして、これまで教育委員会定例会や通学区域審議会、並びに通学区域ワークショップの中で議論いた

いてる状況につきまして、市民のみなさまに改めて説明会を開催する運びとなっております。6月下旬に東部地区・中部地区・西部地区の3ヵ所で説明会を予定しております。その内容につきまして、改めましてご確認をさせていただきたいと思います。大きな5項目を作っておりますが、船場地区の現在の状況と学校の新設の必要性というところで、これまで何度も議論いただいた点につきまして改めてご説明しようと思っております。続きまして、校区調整の基本的な考え方というところで、子ども達の教育環境をできる限り均一にしていこうというこれまでご説明しております考え方につきまして、市民のみなさまにご説明しようと考えております。また合わせまして長期に渡って安定的な校区とするための仕様について改めてご説明を申し上げます。これまで6回に渡り300名以上の方に参加いただきワークショップで活発な議論をいただき、その議論の内容を報告すると共に、現在の最新の段階での検討状況につきまして、校区の考え方、色々なご意見が出ているなかを重ね合わせた図などを示しながら説明をしていきたいと考えております。最後にスケジュールについてですが、北大阪急行の延伸工事が約3年延長する、工期の見直しをすると発表されまして、関係します箕面市立病院の移転につきましてどうなるのか、学校新設についてどうなるのか、いろいろなご意見をいただいておりますのでございますが、この度だいたいの方向性が見えて参りましたので、改めましてスケジュールについてもご説明したいと思います。これまでのご説明の中では、令和9年度2027年4月の開校をめざして準備を進めていくと説明申してあげておりましたが、北大阪急行延伸の見直しの中で、病院の建設についても2年前後の幅でずれるのではということを受けまして、学校の新設につきましても2年程の後ろ倒しをさせていただきまして、令和11年度2029年度、ただし病院の新設の関係もございまして、前後1年程度の幅はあるのではないかと現在の見込みではございますが、スケジュールに向かいましてこれから進めていきたいと考えております。ただし、今、議論いただいております校区再編につきましては、かなり長期に議論いただいておりますので、事務局といたしましては、今年度中にパブリックコメントまで持って行きまして幅広く市民のご意見を聞くとともに、改めまして通学区域審議会で議論いただきまして、答申をいただきたいというスケジュールで考えております。よって新しい校区につきましては令和2年度の早い段階で決定できればと考えております。その上で改めて周知期間をしっかりと設けまして、開校後も移行期間を引き続き設けるということで、緩やかに新しい校区への移行を進めてまいりたいと考えております。以上の内容につきまして改めましてご確認よろしく願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今、説明があった通り、ポイントとしては学校の開校目標を少し変えたということですが、前回の第5回の定例会の時に通学区域審議会議員の件で少しやりとりをして、私の方からもその時は北大阪急行の延伸工事の延長はわかっていたけれど、その時点では学校が遅れるというだけの判断材料もないので学校の開設目標は2027年という従来通りの目標でいくと、6月の広報紙でもそれでいきますとしていました。それ以降に新しい理論が見えてきましたので、最終的には2年遅れの2029年、場合によっては1年前後幅を持った目標に変わっております。

○代表教育委員（山元行博君）： 指定校区を大々的に変えるのは全国初と思っています。変更当初は柔軟な対応を取るとのことでしたが、指定校区制度があるのは、教員を確保するために、児童生徒数の調査を順次行って、教員の定数を確保するためでもあるので、柔軟な対応を取りながら、これを変えとなった時に、教員の確保が遅れるということを心配します。特に講師の確保が遅れて4月に担任発表ができないような他のまちの例もあったように聞き

ます。優秀な講師をいかに取るかということが、まちの教育の大きな使命になっているので、指定校区の変更にあたり柔軟な対応を取ることで教師の質を落とさないようにすることをくれぐれも肝に銘じておいてください。先の長い話なので、この話はぜひ申し送りをしていただいて、教員の確保は大変なことで、それにより教育の質が基準どおり確保できるかどうかのは大きな課題になってくるので、ぜひよろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程追加第2、報告第55号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員、及び傍聴の方は、退席してください。

〈報告第55号「生徒指導の件」に係る審議〉

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案4件、報告11件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これをもちまして、令和元年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時49分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委 員